

～ 制度調査部情報 ～

2006年4月4日 全3頁

バーゼル（新BIS規制） 最終基準確定

制度調査部
吉井 一洋

Q & A も公表

【要約】

銀行の新しい自己資本比率規制（バーゼル）を規則化した最終告示が、2006年3月27日、Q & Aが同3月31日に公表された。

最終的な告示が公表されたことで、今後は、2006年3月末から予備計算が開始され、2007年3月末から本格的な適用が開始されることになる。

ただし、今回公表されたQ & Aは、当局に寄せられた各種の質問について、必ずしも全て回答しているわけではない。2007年3月末の適用開始までに、内容が固まり次第、随時、追加のQ & Aが公表されていく予定である。

本レポートでは、参考までに、Q & Aの中の「ファンドに含まれる派生金融商品取引等の取扱い」を取り上げる。

2006年3月27日、3月31日に、金融庁は、以下の文書を公表した。

3月27日

新しい自己資本比率規制（バーゼル）を定めた最終告示

3月31日

バーゼル に関するQ & A

バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の告示案及び監督指針案の公表（意見募集の実施）

バーゼル における適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウエイトとの対応関係（マッピング）について

本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）

バーゼル 第2の柱の実施について（監督指針の改正）

バーゼル の自己資本比率規制は、次の3本の柱からなる

第1の柱 最低限維持すべき自己資本比率を定める

第2の柱 銀行自身が、第1の柱の対象外のリスクへの対応を含めた自己資本戦略を立て、それを当局が検証する。

第3の柱 銀行が自己資本の内訳、自己資本比率の算定根拠、銀行勘定の金利リスクも含めたリスク管理方針・手続きなど、第1、第2の柱に関連する情報を開示し、開示内容を市場の評価にさらすことによって、市場規律が働くようにする。

今回の告示等（ 、 、 ）の公表により第1の柱の内容はほぼ固まった。第2の柱に関しても、既に2005年11月22日に対応指針が示され、上記 の監督指針の改正が行われた。第3の柱に関しては、上記 が、今回、4月26日を期限にパブリック・コメントにかけられている。上記 は第1の柱のうち証券化に関するもので、こちらも4月26日を期限に、パブリック・コメントにかけられている。

最終的な告示が公表されたことで、今後は、2006年3月末から予備計算が開始され、2007年3月末から本格的な適用が開始されることになる。ただし、今回公表されたQ & Aは、日本の金融当局に寄せられた各種の質問全てについて、回答しているわけではない。

例えばファンドに関して言えば、「ファンドに含まれる派生金融商品取引等の取扱い」という項目は参考になると思われる。しかし、標準的手法におけるファンドの取扱い、標準的手法及び内部格付手法におけるREITの取扱いなどは明らかにされていない。

このような項目の取扱いについては、当局は、2007年3月末からの本格適用までに、内容が固まり次第、随時、追加のQ & Aを公表していく予定である。

ここでは参考までに、「ファンドに含まれる派生金融商品取引等の取扱い」の内容を示す。これは、ファンドの中に、ヘッジ目的ではない株価指数先物取引のショート・ポジションが含まれている場合の、内部格付手法での取扱いを示している。具体的な内容は下記のとおりである。

なお、最終的な告示、Q & A、第2の柱（監督指針）、第3の柱のパブリック・コメント等の詳細について、今後、随時、レポートを作成し、解説していく予定である。

前提条件

- ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100百万円
- 株式ロング・ポジション（非上場株式）：90百万円
- 株価指数先物のショート・ポジション（ロング・ポジションと全て異なる銘柄で構成）
 - ：想定元本90百万円（日経平均株価15,000円、取引単位1,000円、6単位、時価10百万円、残存期間1年以内）

信用リスクアセット額

	E A D (エクスポージャーの額)	リスク・ウェイト	信用リスク・ アセットの額
株式ロング・ポジション	90百万円	400%	360百万円
株式ショート・ポジション (資産に関するリスク)	90百万円	300%	270百万円
株価指数先物のショート・ ポジション (取引の相手方に対する リスク)	10百万円 + 5.4 (= 90百万 円 × 6.0%)	-	0百万円(注)
合 計			630百万円

(注)告示第10条第3項により、「清算機関等に対するエクスポージャー」であって、同条同項第1号を満たす場合には、信用リスク・アセット額の算出の対象外であるため。

解説

上記設例では、ファンドの信用リスク・アセット額を、裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセット額の合計とする方法を用いている（いわゆるルック・スルー方式）。リスク・ウェイトはマーケット・ベース方式の簡易手法のリスク・ウェイトを用いている。

ルック・スルー方式の場合、ファンド内に株価指数先物取引が含まれているときは、まず、取引の相手方に対する信用リスク・アセット額を算出する必要がある。加えて、株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトをPD/LGD方式又はマーケット・ベース方式の簡易手法で算出している場合は、ヘッジに該当しないショート・ポジションについては、ロング・ポジションとみなして株式等エクスポージャーとしての信用リスク・アセット額を算出する。その上で取引の相手方に対する信用リスク・アセット額と株式等エクスポージャーとしての信用リスク・アセット額を

合計する。

上記設例の株価指数先物取引は、取引所取引であり、取引相手が債務不履行となるリスクは 0 と考えられる。したがって、取引の相手方に対するリスクは 0 である。一方、当該株価指数先物取引は、ファンド内の現物株式のヘッジになっていないため、ロング・ポジションとみなして、株式等エクスポージャーとしての信用リスク・アセット額を算出することになる。即ち、想定元本額 90 百万円に上場株式としてのリスク・ウエイト 300% をかけて、信用リスク・アセット額 270 百万円を算出し、これを現物株式の信用リスク・アセット額 360 百万円と合計する。